

家庭の状況が変わった場合の提出書類

ご家庭の状況に変更があった場合は下記の書類をご提出ください。

変更内容	提出書類	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式） ③就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）	
同じ職場で勤務条件が変わる場合（自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式）	就労後3か月分の実績を就労（予定）証明書に記載して後日提出
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	①家庭状況変更確認書（所定様式）	
転職した場合（変更後が外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式） ③就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）	採用予定で就労（予定）証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
転職した場合（変更後が自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④自営業を営んでいることが客観的に確認できる書類の写し	就労後3か月分の実績を就労（予定）証明書に記載して後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は 3か月間 です。	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労（予定）証明書（所定様式）を提出）	ハローワーク受付票はハローワークで発行
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式）	採用予定で就労（予定）証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労（予定）証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が記載されているもの、3か月以内に発行されたもの）	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書（原本） ③スケジュール表（所定様式）	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要状況がわかるもの	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労（予定）証明書（所定様式）	②は育児休業の期間が記載されているもの
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	
離婚・結婚	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認）	
住所の変更	①家庭状況変更確認書（所定様式）	三鷹市外へ転出する方は子ども育成課にご連絡ください